

行橋市景観計画 概要版

緑と水、心癒す風景と交流を育む
魅力あるまち

【 ゆ く は し 】



策定及び改定の目的

行橋市は、平成 20 年 3 月に「行橋市景観形成基本計画」を策定し、「行橋市景観まちづくり条例」の制定とともに、美しくゆとりのある景観の実現を図るため、良好な景観づくりを市民との協働で進めてきました。

現在、計画策定から約 10 年が経過し、この間には「京築広域景観計画（福岡県・平成 23 年 12 月 2 日）」の策定や「第 5 次行橋市総合計画【平成 24 年度～令和 3 年度】（平成 24 年 3 月策定）」の改定など、上位関連計画の策定・更新が行われ、景観行政を取り巻く状況の変化や新たなまちづくりの動向への対応が必要となりました。

これらのことから、平尾台や菟島から稲童にかけての海岸地域等の優れた景観の保全をはじめとして、無電柱化の推進や太陽光パネルの規制・誘導等の検討など、さらなる市域の景観形成や景観誘導を計画的に進め、市民生活の快適性の向上並びに交流人口の増加をもたらし、本市の新たな活力を創出することを「行橋市景観形成基本計画」の改定の目的とします。なお、今回の改定に伴い、計画の名称を「行橋市景観計画」（以下、「本計画」という。）へと変更いたします。

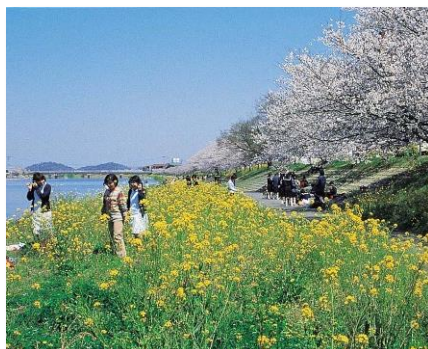
景 観 計 画 区 域



景観計画区域は行橋市全域とします



田園風景と平尾台のやまなみ



今川河畔の桜



稲童海岸から周防灘を望む

基本理念

○豊かな自然環境と調和する景観

本市は、後背の平尾台へ連なる山地・丘陵地や大小 26 の河川、周防灘に面した海岸など、豊かな緑と水に恵まれた自然環境を有しています。このような自然環境は、本市の風土の基礎であり、これらと調和した景観を形成する必要があります。

○伝統ある歴史的・文化的資源を守り風情ある景観

本市は、有形・無形・埋蔵文化財、神社仏閣や明治・大正・昭和期の歴史的・文化的建築物などが多く残っています。これらの歴史的・文化的資源には、時代を経た樹林や樹木などの存在により、建物空間のみに留まらず豊かな緑の景観としても重要なものが見られます。これらの資源を守りつつ、風情ある景観を形成する必要があります。

○自然と共生した快適で魅力あるまちなみ景観

本市は、北九州都市圏の中核都市として、また、京築地区の交流拠点としてこれまで市街地、住宅地、幹線道路、公園などの都市施設の発展・蓄積が見られてきました。今後もさらに自然との共生により都市の質を向上させ、さらに快適性を高め、魅力あるまちなみ景観を形成する必要があります。

将来像 緑と水、心癒す風景と交流を育む魅力あるまち『ゆくはし』

① 緑のやまなみや水辺、田園等の自然風景と調和した景観づくり

平尾台へ続く遠景の緑のやまなみや丘陵地、広がりを見せる田園、市内をゆったりと縦貫して流れる河川、砂浜に穏やかな波が打ち寄せる海岸線など、本市の地形条件が風景の源となって、自然環境の豊かさを感じ取ることができます。環境と共生する本市の景観の基礎としてこれらの風景を守り・育て・直し、創る景観づくりを進めます。

② 歴史・文化を守り・育み・伝える風情ある景観づくり

神社仏閣は古くから地域の中心として重要な景観を育んできました。市内には旧飴屋門や旧百三銀行など京築地区の中核として商業活動の歴史を感じることができる遺産が多く存在し、ゆとりある往時の雰囲気を残しています。また、今井祇園行事や神楽など地区に伝わる祭礼文化は、培われてきた地域の営みを今日に伝える貴重な文化の景観です。豊かなこれらの歴史的資源や文化的資源を重要な景観資源として守り・育み・伝え、風情ある景観づくりを進めます。

③ 個性ある交流拠点都市の活力と自然と共生した魅力あるまちなみ景観づくり

本市には、交流拠点都市としての顔と安心した市民生活の場とが重層化し、言い換えれば、非日常と日常の二つの視点が存在することとなります。商店街活性化などの産業活動の活性化や安心と落ち着きのある住宅地の形成など、これらの視点の共通点や相違点を整理しつつ、市民と行政の協働による快適で魅力あるまちなみ景観づくりを進めます。

基

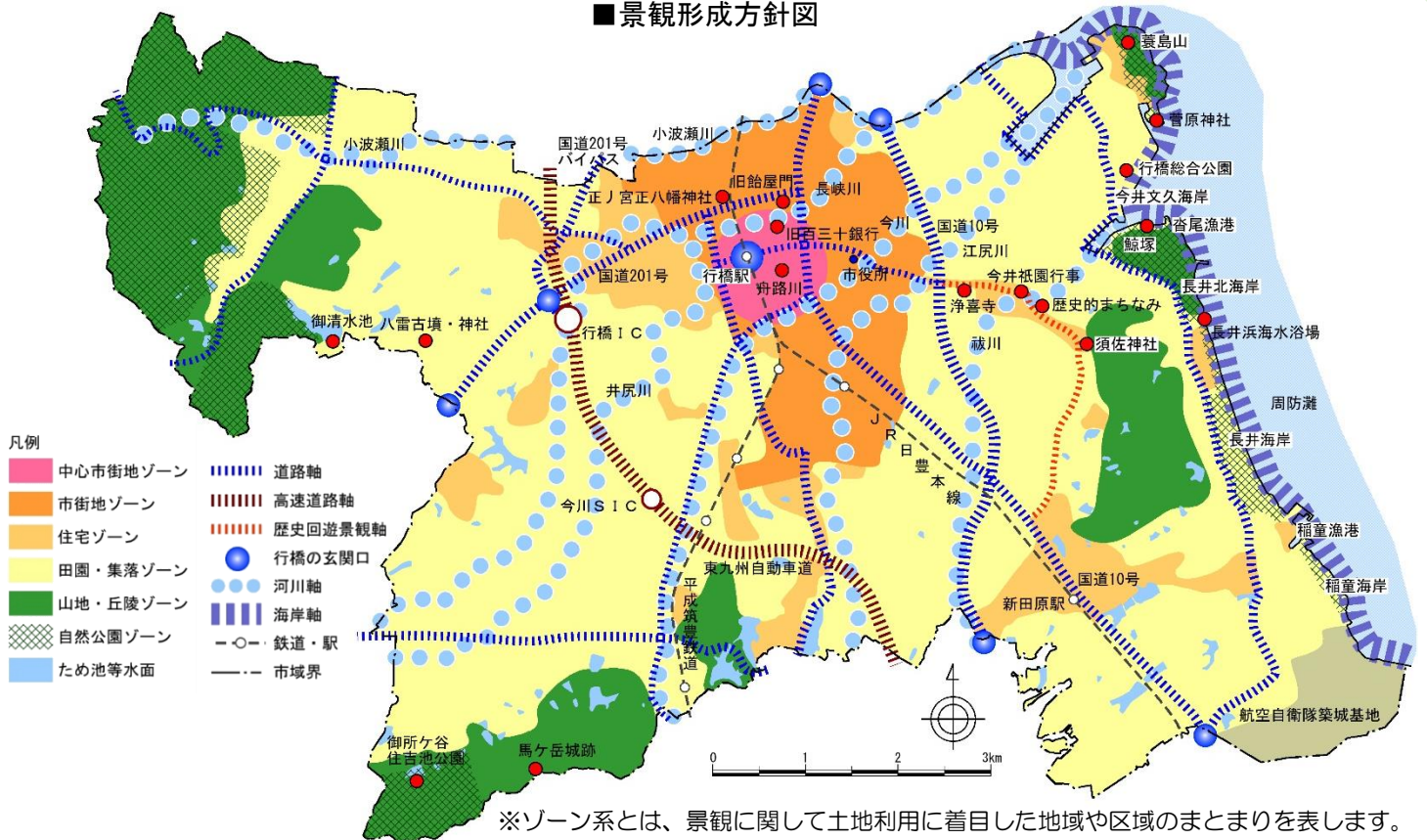
本

目

標

景 観 類 型	景 観 形 成 方 針
中心市街地ゾーン	○歩行者空間の改善や建築物の正面デザインの魅力化を進め、賑わいのある魅力的なまちなみ景観の形成を図ります。また、無電柱化を推進し、良好な中心市街地景観の形成に努めます。 ○歴史的・文化的景観資源や教育文化施設等を結ぶ歩行者ネットワークを構築し、舟路川散策道を活かした水辺景観の形成と賑わいと魅力あるまちなみ景観の形成を図ります。
市街地ゾーン	○電柱や架線の改善、屋外広告及び看板等の整序や市民の手による沿道の草花の植栽を進め、良好なまちなみ景観の形成を促進します。 ○公共施設のオープンスペースや公園の緑化を進め、開放的で緑豊かな景観の形成に努めます。
住宅ゾーン	○生垣や宅地内植栽など豊かな緑を配した落ち着きのある住宅地景観の形成に努めます。 ○赤煉瓦塀や宅地内植栽を活かした個性ある住宅地景観の創出に努めます。
田園・集落ゾーン	○農業施策の推進により、農用地の荒廃を防止し、田園風景や里山景観を保全します。 ○多様な生き物の生息・生育地となっているため池を身近な水辺景観として保全します。
山地・丘陵ゾーン	○自然環境保全や緑の育成を図り、四季折々の表情を持つやまなみ景観の形成に努めます。 ○自然公園区域では、開発等を極力避け、生態系の保全と風致の保護を図ります。
道 路 軸	○観光ルートなど交流の基盤となる道路や本市への玄関口となる市境界線付近において、緑豊かな並木や照明、サイン等の計画を進め、ゲートとして魅力ある沿道景観の形成を図ります。 ○県道沓尾大橋線は、点在する歴史的景観資源を回遊する景観軸として検討・整備し、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。 ○今井から今井津須佐神社にかけての沿道は、飾り山の幟が沿道で美しく映えるよう、目立ちすぎる色彩・材料を使った人工物の設置を控えて文化的景観の形成を図ります。
河 川 軸	○河川と河畔道路が一体となり、連続性のある緑と水の河川景観の形成を図ります。 ○憩いの場として親水機能を高めた多自然型の水辺空間の創出に努めます。
海 岸 軸	○憩いの場となる海岸や周辺の緑を保全し、個性的な海辺景観の創出に努めます。 ○観光の目玉となる拠点づくりやアクセスの強化、拠点を結ぶネットワークの形成、情報発信などによる観光地形成とともに、特性に配慮した魅力的な景観形成を図ります。

■景観形成方針図



※ゾーン系とは、景観に関して土地利用に着目した地域や区域のまとまりを表します。また、軸系とは景観の特徴の基準となる連続する線形の地物などを表します。

景観重要道路

広域的で観光・交流に不可欠な主要道路を指定し、周囲の景観と調和した良好な景観形成を誘導します。

対象施設	○東九州自動車道、一般国道 10 号、同 201 号、同 496 号 ○主要地方道門司行橋線(25)、同行橋添田線(34)、同椎田勝山線(58)、同苅田採銅所線(64)
整備方針	○景観特性との調和に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、境界部でのつながりに違和感のない仕様となるように努めます。 ○広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い、連続して変化する景観（シークエンス景観）の形成に配慮します。

景観重要河川

特徴的な主要河川を指定し、防災性・親水性・多自然性の高い水辺空間として河川景観の形成を誘導します。

対象施設	○二級河川長峽川、二級河川今川、二級河川祓川
整備方針	○井堰等の構造物、樹木等については、治水利水計画上支障のない範囲で保全・活用に努めます。 ○地域に親しまれ、貴重な生物が生息する箇所については、その生息環境の保全に努めます。 ○周辺の自然環境との調和に配慮した素材、意匠、形態となるように努めます。 ○自然環境との調和に配慮しつつ、可能な限り親水性の高い空間整備に努めます。

良好な景観の形成のための行為の制限

行為の制限の概要

良好な景観を形成するため、景観計画区域内全域においてそれぞれの行為ごとに行為の制限（景観形成基準）を定めます。これにより、届出対象行為を行う市民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要があります。

行為の制限では、面的に良好な景観を誘導し、地域全体の景観の向上を図る「一般基準」と、これに加え、広域的に連続する景観の保全・形成を誘導する「特定基準」を設定します。

届出が必要な行為には、景観の保全・形成に大きな影響を及ぼす行為として次のものがあります。

建築物の建築等 （景観法第 16 条第 1 項第 1 号）	○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
工作物の建設等 （景観法第 16 条第 1 項第 2 号）	○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
都市計画法に規定する開発行為 （景観法第 16 条第 1 項第 3 号）	○都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為
上述以外で良好な景観形成に支障ある行為として条例で定める行為 （景観法第 16 条第 1 項第 4 号）	○土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更、屋外における物品の堆積、木竹の伐採、特定照明、太陽光発電設備の設置など

届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、市は届出のあった日の翌日から起算して 15 日以内に景観形成を図るために必要な措置を講じるよう、届出者に対して助言又は指導することができます。

また、届出をしなかった人や指導に従わない人に対しては、届出をするよう又は助言・指導に従うよう審議会の意見を聴いた上で勧告することができます。

勧告を受け入れようとしない場合は、申請者に対して変更命令を行うことができ、変更命令に違反した者に対しては、原状回復命令等を行うなどの措置も法律に定められています。

行為の制限の基本方針

- 緑と水が豊かで、心癒す風景や魅力あるまちなみの保全・創出を目指して、歴史や文化などを考慮したうえで、良好な景観を形成するために必要な行為の制限を行い、適切な規制・誘導に努めます。
- まちなみ景観の大きな要素となる建築物及び工作物の配置、規模、形態意匠、緑化などについて、地域全体として調和のとれたものとなるよう努めます。

I 一般基準

① 建築物の建築等

建築物の建築等に関する届出対象範囲

○高さが10m以上のもの、又は延床面積が1,000㎡以上（「店舗等」は500㎡以上）のもの

建築物の建築等に関する行為の基準

建築物の配置・形状及び意匠	<p>○建築物の巨大感や威圧感を和らげるため、建築デザインに曲線を用いることや勾配屋根を設けるなど、景観に与える威圧感の軽減に努める。また、大規模な連続した壁面は避け、分節化を行い周囲の景観に配慮したスケールのものであるように努める。</p> <p>○舟路川沿い及び今井～元永地区など、既に良好なまちなみ景観が形成されつつある地区は、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状とするように努める。</p> <p>○商店街や主要道路沿道の1階部分は、まちなみのゆとりや開放感及び連続性、眺望性を高めるため、セットバック等の形態に配慮する。</p>
建築物の素材・色彩	<p>○建築材料は、周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。</p> <p>○周囲の山の緑や田園景観、まちなみ景観に調和した落ち着いた素材・色彩とする。</p> <p>○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。</p>
建築物の外構	<p>○敷地内のオープンスペースの確保に努め、樹木や花等による緑化に努める。</p> <p>○塀などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮する。また、赤煉瓦塀や生垣など本市のまちなみを意識した素材を使用するように努める。</p> <p>○駐車場は、樹木や花等の緑化による修景を図る。</p>

② 工作物の建設等

工作物の建設等に関する届出対象範囲

塔状工作物類	○高さ10m以上のもの（ただし、電気供給や有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物は15mを超えるもの）
遊戯施設類	○高さ10m以上のもの
製造施設、貯蔵施設、処理施設	○高さ10m以上のもの、又は築造面積が500㎡以上のもの
擁壁類	○高さ5m以上のもの
橋梁、歩道橋、高架道路類	○長さが20m以上のもの

工作物の建設等に関する行為の基準

工作物の配置・形状及び意匠	<p>○既存の地形や樹木等の景観要素を阻害しない配置とする。</p> <p>○工作物の巨大感や威圧感を和らげるため、分節化を行うなど、景観に与える威圧感の軽減に努める。</p> <p>○配置、高さ及びデザインは、周辺環境との調和を図る。</p>
工作物の素材・色彩	<p>○周囲のまちなみとの素材感の調和を図るとともに、景観的特長の増進に資する素材を用いる。</p> <p>○周囲の山の緑やまちなみ景観に調和した落ち着いた素材・色彩とする。</p> <p>○基調となる色は彩度の低いものとし、彩度の高い色彩の使用は避け、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラー程度にとどめるように努める。</p>
工作物の外構	<p>○景観に配慮し、植栽などの緑化に努める。</p> <p>○柵などを設ける場合は、まちなみ景観の向上に資するように配慮する。また、赤煉瓦や生垣などまちなみを意識した素材を使用するように努める。</p> <p>○景観を阻害しないよう電柱類の設置や架線に配慮する。</p>

③開発行為

開発行為に関する届出対象範囲

○開発面積が 3,000 m²以上のもの

開発行為に関する行為の基準

- 開発後の土地の地貌及び景観が周囲の景観と著しく不調和とならないこと。
- 地貌を大きく変化させる連続した法面を生ずる切り盛りを避け、既存の地貌を著しく変更させるものでないこと。
- 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観が維持されるように努める。
- 開発区域内はできるだけ緑化に努め、周辺においても背景としての効果に配慮した緑化に努める。
- 法面を生じた場合は、樹木等により隠ぺいを図り、周囲の景観への影響を低減するように努める。

④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更に関する届出対象範囲

○行為に係る土地の面積の合計 3,000 m²以上のもの

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更に関する行為の基準

- 採取中及び採取後の土地の地貌及び景観が周囲の景観と著しく不調和とならないこと。
- 変更は最小限のものとし、既存の地貌を著しく変更させるものでないこと。
- 稜線や行為の結果生じる法面及び頂部などの眺望景観上重要な部分は、既存の地貌・樹木の保全に努める。
- 法面を生じた場合は、植栽等により周囲の景観への影響を低減するように努める。
- 採取後は、周辺及び地域に生育する樹種を基本とした緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努める。
- 採取区域のうち、周辺部から特に目立つ場所などへは既存樹木の保全や緑化などの措置に努める。

⑤屋外における物品の堆積

屋外における物品の堆積に関する届出対象範囲

○堆積期間が 90 日を超えるもののうち、敷地内の堆積面積の合計が 500 m²以上のもの又は堆積の高さが 4 m 以上のもの

屋外における物品の堆積に関する行為の基準

○道路その他の公共の場から直接見えない位置に集積又は貯蔵し、物品の周囲には空間を確保し、塀等を設置するとともに、その前面には植栽を行うなど、周辺の景観に配慮する。

⑥木竹の伐採

木竹の伐採に関する届出対象範囲

○伐採面積が 3,000 m²以上のもの

木竹の伐採に関する行為の基準

- 目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。
- 既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。
- 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行う。



旧飴屋門



守田蓑洲旧居



旧百三十銀行（煉瓦造建築物）

特定照明に関する届出対象範囲

- 延床面積 1,000 m²以上（「店舗等」は 500 m²以上）または高さ 10m以上の建築物の外観について行う照明
- 高さ 10m以上の工作物の外観について行う照明

特定照明に関する行為の基準

- 景観に楽しさや快適さを与えるなど良好な夜間景観の形成を図るため、照明の配置、形態、意匠、色彩などについて、地区の夜間景観との調和に配慮する。
- 快適な夜間景観の創出を図るため、安全性・安心感の低下、エネルギーの浪費、不必要なまぶしさなど、特定照明による光害を防止する。
- 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を用いない。
- 照らす範囲を効率よく照射して上方へ漏れる光を抑え光害防止に努める。
- 特定照明以外の目的でサーチライト、レーザー等の投光器の使用を規制・誘導する。

⑧太陽光発電設備の設置

太陽光発電設備の設置に関する届出対象範囲

- 建築物の屋根・屋上に設置する場合は、延床面積が 1,000 m²以上（「店舗等」は 500 m²以上）の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴い設置するもの
- 建築物、工作物の屋根・屋上に設置する場合で、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が 500 m²以上のもの
- 土地に自立して設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が 1,000 m²以上のもの

太陽光発電設備の設置に関する行為の基準

- 建築物の屋根・屋上に設置する場合
 - 勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させるよう配慮する。
 - 陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるよう配慮する。それが困難な場合は、ルーバー等により遮へいするなど、容易に見えないよう工夫する。
 - 配管類や屋外用パワーコンディショナー等の附属設備は、建築物と一体化させるよう配慮する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど、容易に見えないよう工夫する。
 - 太陽電池モジュール及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度・低彩度・低反射なものを使用する。
- 土地に自立して設置する場合
 - 太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。
 - 屋根線上、斜面地、高台又は棚田周辺での設置はできる限り避ける。
 - 周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、植栽で目隠しするなど、容易に見えないよう工夫する。
 - 太陽電池モジュール及びフレームの色彩は、建築物の屋根・屋上に設置する場合に準じる。



行橋総合公園



JR行橋駅



今井～元永地区のまちなみ

II 特定基準

① 道路（景観重要道路）

【主要な幹線道路の沿道景観等について、一般基準の行為の制限に加えて定める基準】

特定基準：道路に関する届出対象範囲

- 一般基準①～⑧の届出対象行為のうち、次に示す道路の道路境界線から両側 30m以内の範囲におけるもの
- ・東九州自動車道、一般国道 10 号、同 201 号、同 496 号
 - ・主要地方道門司行橋線(25)、同行橋添田線(34)、同椎田勝山線(58)、同苅田採銅所線(64)

特定基準：道路に関する行為の基準

- 建築物の建築等、工作物の建設等
- 沿道景観の連続性への配慮として、建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。
- 開発行為、土地の形質の変更等
- 沿道緑化として、道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。

② 河川（景観重要河川）

【主要な河川の河川景観等について、一般基準の行為の制限に加えて定める基準】

特定基準：河川に関する届出対象範囲

- 一般基準①～⑧の届出対象行為のうち、次に示す河川区域の境界から 50m以内の範囲におけるもの
- ・二級河川長峡川、二級河川今川、二級河川祓川

特定基準：河川に関する行為の基準

- 建築物の建築等、工作物の建設等
- 堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。
- 屋上に設備・工作物等を設置する場合には、周囲から目立たないように配慮し、必要に応じて目隠し等の処理を行う。
- 開発行為、土地の形質の変更等
- 十分に事前調査を行い、動植物の生息環境等の水辺環境に配慮する。
- 土石類の採取により、道路等の公共空間から見て地肌があらわにならないものとする。
- 資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生け垣等の目隠しによる修景を行う。



行橋市市街地

色彩の表示方法

JIS 日本工業規格の標準である「マンセル表色系」による色相、明度、彩度といった数値による尺度を使い、地域の景観を阻害しないよう景観誘導を行います。

◆マンセル表色系とは

「マンセル表色系」では、色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの尺度を組み合わせて表します。

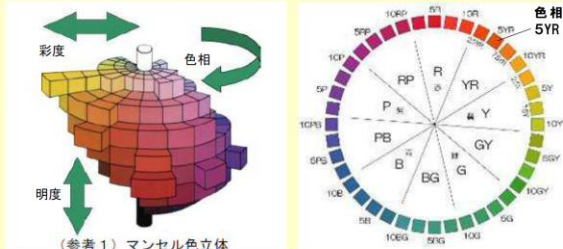
色相:いろあいを表します。10種の基本色、赤(R)、橙(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)を表し、さらにそれを10等分します。

明度:明るさの度合いを0~10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

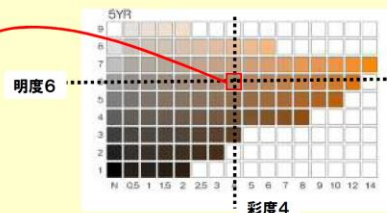
彩度:鮮やかさの度合いを数値で表します。色みのない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。

マンセル値の表し方:色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、下記のように読みます。

5YR **6** / **4**
5ファイナル 6 の 4
(色相) (明度) (彩度)



(参考1) マンセル色立体



基本的な考え方

良好な景観形成を図るため、区域の特性に応じた環境色彩基準を定めます。

環境色彩基準の基本的な考え方

- 行為の場所の景観特性に十分配慮し、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩とします。
- 原色の色彩や高彩度の色彩は避け、川辺、樹木、土、石などの自然の色と馴染みやすい色彩を基本とします。
- 群としての統一感のある地区においては、その統一感の中で行われる個性創出のための色彩表現（アクセントカラー）は認めます。

環境色彩基準

建築物の環境色彩基準				
景域	部位	色相	明度	彩度
山と谷筋	外壁 基調色	7.5R~2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色(N)	7.5 以下	—
		上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下
	屋根	2.5~7.5BG	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色(N)	7.5 以下	—
		上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下
田園と海	外壁 基調色	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色(N)	—	—
	屋根	有彩色	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色(N)	7.5 以下	—
住宅・商業市街地、工業市街地	外壁 基調色	有彩色	—	6.0 以下
		無彩色(N)	—	—
	屋根	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色(N)	—	—

工作物の環境色彩基準			
景域	色相	明度	彩度
山と谷筋	全て	7.5 以下	4.0 以下
田園と海、住宅・商業市街地、工業市街地	全て	—	4.0 以下

景域の定義	
山と谷筋の景域	山、谷筋の集落地
田園と海の景域	丘陵部、平野部、海浜部の田園及び集落地
住宅・商業市街地、工業市街地の景域	平野部の市街地、平野部の工業地

※建築物の外壁各面の4/5は、基調色の基準に適合した色彩とする。

景域図



田園とやまなみ



長井海岸と長寿大橋



行橋駅周辺市街地

屋外広告物の表示等

屋外広告物の表示等に関しては、すべて「福岡県屋外広告物条例」が適用され、福岡県が主体となって広告物の規制を行っています。本計画においては、「福岡県屋外広告物条例」に基づく規制に沿って良好な景観形成への誘導を継続して行い、良好な景観の形成に努めます。

屋外広告物の表示等に関する基本方針

本市への主要な玄関口となる国道10号、国道201号、行橋IC周辺、JR行橋駅において、屋外広告物に対する基準を設け、周辺の景観特性と調和した屋外広告物の表示に努めます。また、地域や地区の景観形成方針や景観特性を踏まえ、周辺の良好な景観との調和に配慮しつつ、地域のイメージを高める優れたデザインと秩序による屋外広告物の掲出に努めます。

- 複数の広告物が連立する場合は、コンパクトに集約することとし、大きさや色彩、方向などを揃え、ある一定の統一感が出るよう配慮する。
- 広告物等は敷地内に収め、眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。
- 建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。
- 安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。
- 耐久性に優れた素材を用い、定期的な維持管理に努める。
- 景観形成上重要な施設の周辺にあっては、当該施設のイメージを損なわないよう掲出位置に配慮するとともに、モニュメント的・シンボルマーク的なものになるようデザインを工夫する。
- 広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける。

景観上重要な建造物及び樹木の指定の基本方針

景観重要建造物

景観重要建造物は、市民に親しまれ道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができるもので、建造物及びこれと一体となる敷地等の外観が行橋の特徴を有し、地域の良好な景観形成に重要であり、歴史的又は文化的に価値が高いと認められるものを指定していきます。

景観重要建造物の指定の基本方針

景観重要建造物の指定にあたっては、以下の項目に該当する建造物とします。なお、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとします。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在で、良好な景観に寄与するもの。
- 街角や人の目に留まるよう意識的に置かれたものなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つもの。
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形態として現れているもので、地域を象徴する建造物であるもの。



浄喜寺

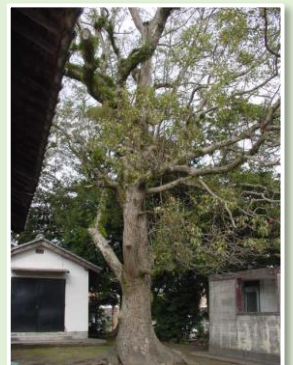
景観重要樹木

景観重要樹木は、樹高があり樹幹が太く、葉ぶりが良好である単独の樹木又は群を形成している木立で、道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができ、歴史的又は文化的に価値が高いと認められるものを指定していきます。

景観重要樹木の指定の基本方針

景観重要樹木の指定にあたっては、以下の項目に該当する樹木及び木立とします。なお、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとします。

- 樹高や樹形が地域のシンボリックな存在であり、良好な景観に寄与するもの。
- 街角や人の目に留まるよう意識的に置かれたもの又は良好な景観の背景となるなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つもの。

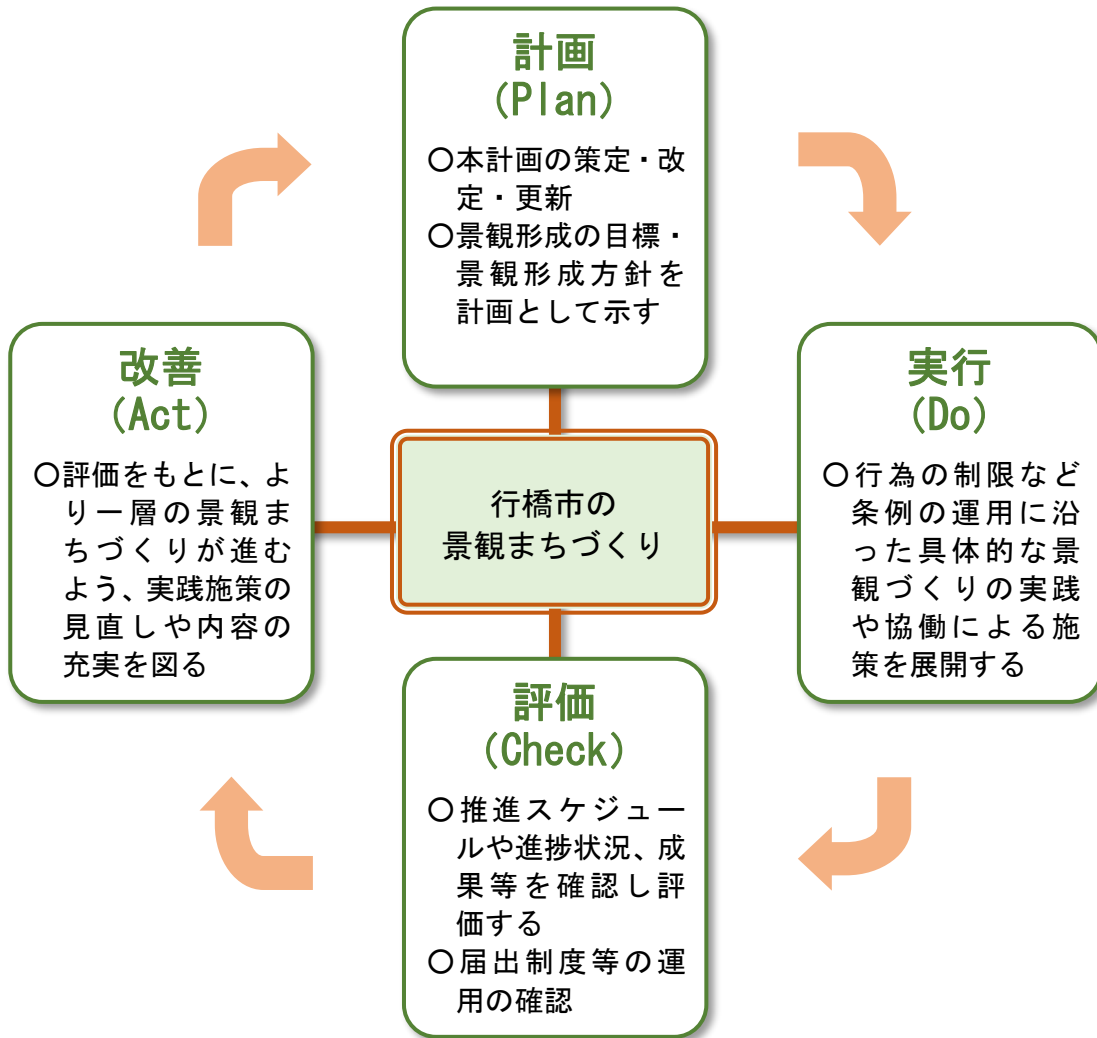


正ノ宮正八幡神社

PDCAサイクルによる進捗管理

計画を効果的・効率的に推進するため、下図に示すような継続的で適切な時期にフィードバックを実施できる「PDCAサイクル」による進捗管理を行います。「PDCAサイクル」では、良好な景観づくりの施策について進捗状況を定期的（概ね5年程度）に評価・検証し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

■PDCAサイクルイメージ



浄喜寺



御清水池



今井津須佐神社



御所ヶ谷住吉池公園



【問い合わせ先】

行橋市 都市整備部 都市政策課

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

TEL : 0930-25-1111